

乾めん類の定義

別表第三（食品表示基準：第2条関係）

乾めん類	乾めん類	次に掲げるものをいう。 一 小麦粉又はそば粉に食塩、やまのいも、抹茶、卵等を加えて練り合わせた後、製めんし、乾燥したもの 二 一に調味料、やくみ等を添付したもの
	干しそば	乾めん類のうち、そば粉を使用したものをいう。
	干しめん	乾めん類のうち、干しそば以外のものをいう。
	手延べ干しそば	干しそばのうち、食用植物油、でん粉又は小麦粉を塗付してよりをかけながら順次引き延ばしてめんとし、乾燥したものであって、製めんの工程において熟成が行われたものであり、かつ、小引き工程（かけば工程（よりをかけ、交ささせつつめん線を平行 <sup>かん</sup> 釋にかけることをいう。）を経ためん線を引き延ばすことをいう。以下乾めん類の項において同じ。）又は門干し工程（乾燥用ハタを使用してめん線を引き延ばしてめんとし、乾燥することをいう。以下乾めん類の項において同じ。）においてめん線を引き延ばす行為を手作業により行ったものをいう。
	手延べ干しめん	干しめんのうち、食用植物油、でん粉又は小麦粉を塗付してめんよりをかけながら順次引き延ばしてめんとし、乾燥したものであって、製めんの工程において熟成が行われたものであり、かつ、小引き工程又は門干し工程においてめん線を引き延ばす行為を手作業により行ったものをいう。
	調味料	直接又は希釈して、めんのつけ汁、かけ汁等として液状又はペースト状で使用されるものをいう。
	やくみ	ねぎ、のり、七味とうがらし等をいう。
	そば粉の配合割合	食塩以外の原材料及び添加物に占めるそば粉の重量の割合をいう。

義務表示（旧一括表示）の個別的表示及び表示の方法等

下欄に定める方法に従い表示されなければならない。

別表第四（食品表示基準：第3条関係）

乾めん類	名称	<p>次に定めるところにより表示する。</p> <p>一 手延べ干しそば以外の干しそばにあつては「干しそば」又は「そば」と表示する。</p> <p>二 手延べ干しめん以外の干しめんにあつては「干しめん」と表示する。ただし、長径を1.7ミリメートル以上に成形したものにあっては「干しうどん」又は「うどん」と、長径を1.3ミリメートル以上1.7ミリメートル未満に成形したものにあっては「干しひやむぎ」、「ひやむぎ」又は「細うどん」と、長径を1.3ミリメートル未満に成形したものにあっては「干しそうめん」又は「そうめん」と、幅を4.5ミリメートル以上とし、かつ、厚さを2.0ミリメートル未満の帯状に成形したものにあっては「干しひらめん」、「ひらめん」、「きしめん」又は「ひもかわ」と、かんすいを使用したものにあっては「干し中華めん」又は「中華めん」と表示することができる。</p> <p>三 手延べ干しそばにあつては「手延べ干しそば」又は「手延べそば」と表示する。</p> <p>四 手延べ干しめんにあつては「手延べ干しめん」と表示する。ただし、長径が1.7ミリメートル以上に成形したものにあっては「手延べうどん」と、長径が1.7ミリメートル未満に成形したものにあっては「手延べひやむぎ」又は「手延べそうめん」と、幅を4.5ミリメートル以上とし、かつ、厚さを2.0ミリメートル未満の帯状に成形したものにあっては「手延べひらめん」、「手延べきしめん」又は「手延べひもかわ」と、かんすいを使用したものにあっては「手延べ干し中華めん」又は「手延べ中華めん」と表示することができる。</p>
	原材料名	<p>使用した原材料を、次の一から四までに定めるところにより表示する。</p> <p>一 めんの原材料は、「小麦粉」、「そば粉」、「やまのいも」、「食塩」、「小麦たん白」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の多いものから順に表示する。</p> <p>二 調味料、やくみ等を添付したものにあっては、めんの原材料は、一の規定にかかわらず、「めん」の文字の次に、括弧を付して「小麦粉」、「そば粉」、「やまのいも」、「食塩」、「小</p>

	<p>麦たん白」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の多いものから順に表示する。</p> <p>三 添付してある調味料の原材料は、「添付調味料」、「つゆ」、「たれ」等の文字の次に、括弧を付して「しょうゆ」、「砂糖」、「かつおぶし」、「みりん」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の多いものから順に表示する。ただし、砂糖及びその他の砂糖類にあっては、「砂糖類」又は「糖類」と表示することができる。</p> <p>四 添付してあるやくみ等の原材料は、「やくみ」等の文字の次に、括弧を付して「ねぎ」、「のり」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の多いものから順に表示する。</p>
添加物	<p>次に定めるところにより表示する。</p> <p>一 使用した添加物を、添加物に占める重量の割合の多いものから順に、第三条第1項の表の添加物の規定に従い、めん添加到したものにあってはめんの原材料名の表示に併記して、添付してある調味料、やくみ等に添加したものにあっては添付してある調味料、やくみ等の原材料名の表示に併記して表示する。ただし、栄養強化の目的で使用される添加物に係る表示の省略規定は適用しない。</p> <p>二 一の規定にかかわらず、添加物を、めん添加到したもの、添付してある調味料、やくみ等に添加したものに区分して、それぞれ「めん」、「添付調味料」、「つゆ」、「たれ」「やくみ」等の文字の次に括弧を付して原材料名に併記しないで表示することができる。</p>
内容量	<p>第三条第1項の表の内容量又は固形量及び内容総量の項に定めるほか、調味料、やくみ等を添付したものにあっては、内容重量及びめんをグラム又はキログラムの単位で、単位を明記して表示する。</p>

#### 第四条（食品表示基準：個別的義務表示）

乾めん類特有の義務表示をしなければならない。

別表第十九（食品表示基準：第4条5条関係）

乾めん類	調理方法	食品の特性に応じて表示する。
	そば粉の配合割合（そば粉の配合割合が30パーセント未満の干しそばに限る。）	実配合割合を上回らない数値により「2割」、「20%」等と表示する。ただし、そば粉の配合割合が十パーセント未満のものにあっては、「1割未満」、「10%未満」等と表示する。

第八条（表示の方法等）

第三条及び第四条に掲げる事項（栄養成分の量及び熱量については、第三条第四条及び前二条に掲げる事項）の表示は、次の各号に定めるところによりされなければならない。ただし、別表第二十の上欄に掲げる食品にあっては、次の各号の規定（第三号の栄養成分の量及び熱量の表示に係る規定を除く。）にかかわらず、同表の中欄に定める様式（当該様式による表示と同等程度に分かりやすく一括して表示される場合を含む。）及び下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。

別表第二十（第八条関係）

乾めん類	<p>名 称</p> <p>原 材 料 名</p> <p>そば粉の配合割合</p> <p>内 容 量</p> <p>賞 味 期 限</p> <p>保 存 方 法</p> <p>調 理 方 法</p> <p>原 産 国 名</p> <p>製 造 者</p>	<p>第八条各号（第三号を除く。）の規定による。</p>
	<p>備考</p> <p>別記様式一の備考の規定によるほか、次に定めるところによる。</p> <p>一 添加物を原材料名に併記しないで表示する場合にあっては、原材料名の事項の次に添加物の事項を表示する。</p> <p>二 そば粉の配合割合を商品名に近接した箇所に、JISZ8305に定める14ポイントの活字以上の大きさの文字で、そば</p>	

粉の配合割合が10パーセント以上のものにあつては「そば粉の配合割合・〇割」等と実配合割合を上回らない数値により、そば粉の配合割合が10パーセント未満のものにあつては、「1割未満」、「10%未満」等と表示することができる。この場合において、そば粉の配合割合の事項を省略することができる。また、調理方法を一括して表示することが困難な場合には、調理方法の欄に表示箇所を表示すれば、他の箇所に表示することができる。

## 備考

- 一 この様式中「名称」とあるのは、これに代えて、「品名」、「種別」又は「種別名称」と表示することができる。
- 二 添加物については、事項欄を設けずに、原材料名の欄に原材料名と明確に区分して表示することができる。
- 三 原料原産地名については、事項欄を設けずに、対応する原材料名の次に括弧を付して表示することができる。
- 四 消費期限に代えて賞味期限を表示すべき場合にあつては、この様式中「消費期限」を「賞味期限」とする。
- 五 食品関連事業者が、販売業者、加工業者又は輸入業者である場合にあつては、この様式中「製造者」とあるのは、それぞれ「販売者」、「加工者」又は「輸入者」とする。
- 六 原材料名、原料原産地名、内容量及び消費期限又は賞味期限を他の事項と一括して表示することが困難な場合には、表示事項を一括して表示する箇所にその表示箇所を表示すれば、他の箇所に表示することができる。
- 七 消費期限又は賞味期限の表示箇所を表示して他の箇所に表示する場合において、保存の方法についても、表示事項を一括して表示する箇所にその表示箇所を表示すれば、消費期限の表示箇所に近接して表示することができる。
- 八 第三条第三項又は第五条の規定により表示しない事項については、この様式中、当該事項を省略する。
- 九 この様式は、縦書とすることができる。
- 十 この様式の枠を表示することが困難な場合には、枠を省略することができる。
- 十一 不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第十二条の規定に基づく公正競争規約に定められた表示事項その他法令により表示すべき事項及び一般消費者の選択に資する適切な表示事項は、枠内に表示することができる。

栄養成分表示

別記様式二（食品表示基準：第8条、第22条、第35条関係）

食品単位当たり	栄養成分表示
熱量	kcal
たんぱく質	g
脂質	g
炭水化物	g
食塩相当量	g

## 備考

- 一 食品単位は、100g、100ml、1食分、1包装その他の1単位のいずれかを表示する。  
この場合において、1食分である場合は、1食分の量を併記して表示する。
- 二 この様式中の栄養成分及び熱量の順を変更してはならない。
- 三 栄養成分の量及び熱量であって一定の値を0とするものについては、当該栄養成分又は熱量である旨の文字を冠して一括して表示することができる。
- 四 この様式の枠を表示することが困難な場合には、枠を省略することができる。

表示禁止事項

## 第九条（表示禁止事項）

下欄に掲げる表示禁止事項を乾めん類容器包装に表示してはならない。

## 別表第二十二（食品表示基準：第9条関係）

乾めん類	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 「手延べ」その他これに類似する用語。ただし、手延べ干しそば又は手延べ干しめんに表示する場合は、この限りでない。</li> <li>2 産地名を表す用語。ただし、製めんした地域（以下「製めん地」という。）で包装したものに表示する場合又は製めん地以外で包装したものについて「製めん地・〇〇」の用語を商品名を表示した箇所に近接した箇所に、背景の色と対照的な色で、JISZ8305に規定する14ポイントの活字以上の大きさの文字で表示し、「〇〇」に当該製めん地名を表示する場合（製めん地名を二以上表示する場合には、製品に占める重量の割合の多いものから順に表示する場合に限る。）は、この限りでない。</li> </ol>
------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

食品表示 消費者庁

検索